

平成 30 年度第 3 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 31 年 3 月 28 日 (木) 東日本高速道路(株) 関東支社会議室	
委 員	奥野滋 (弁護士) 笠井修 (中央大学法科大学院教授) 【欠席】 石原正貴 (弁護士) 石田哲也 (東京大学大学院教授) 手塚広一郎 (日本大学教授) 田村雅紀 (工学院大学教授)	
審議対象期間	平成 30 年 8 月 1 日 ~ 平成 30 年 11 月 30 日	
抽出案件	総件数 4 件	(備考)
一般競争	0 件	
条件付一般競争	1 件	
拡大型指名競争	1 件	
随意契約	0 件	
調査等	1 件	
物品・役務	1 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回答
I. 前回委員会コメントに対する補足説明	
・意見等なし	
II. 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
「工事等契約状況」 ・意見等なし	
「競争参加資格停止等の運用状況」 ・意見等なし	
「競争参加資格取消・保留の運用状況」 ・意見等なし	
「一次苦情・一次説明の処理状況」 ・意見等なし	
「談合情報・疑義事実に対する公正入札調査委員会での対応状況」 ・意見等なし	
III. 入札審査等の結果報告及び審議	
・意見等なし	
IV. 抽出事案の審議	
(1) 条件付一般競争入札方式	
【東関東自動車道 湾岸習志野～宮野木間（上り線）遮音壁補修工事】	
① 調査基準価格を下回った場合の施工体制評価点について、入札価格が調査基準価格を下回っていることで品質の確保に不安があるということは理解できるが、施工体制確認資料の提出を求め、その内容に問題がないことを確認していることを踏まえ	① 調査基準価格を下回った場合の施工体制評価点については、ダンピング受注による手抜き工事、下請業者へのしわ寄せ、安全対策の不徹底などの防止を目的に国土交通省が導入した制度を参考に当社においても同様の方針のもと実施していること

意見・質問	回 答
<p>ると満点から機械的に減点することについて一定の合理性があるのか疑問であり、この点についてどのように考えているのか。</p>	<p>ろですが、先ほど申し上げた価格と技術のバランスと合わせて検討して参りたいと考えている。</p>
<p>② 入札結果は、受注できなかった者にも開示されるのか。</p>	<p>② ホームページにて入札結果を公表している。</p>
<p>③ 資料の施工イメージ写真を見ると遮音壁自体の下側が道路になっている部分もあるので、施工延長の実績以外に施工箇所の状況に応じた安全対策などについても評価に反映されると良いかと思うが今のところ品質管理や環境マネジメントシステムの配点2点の中に考慮されているということでおいか</p>	<p>③ そのとおりである。</p>
<p>④ 施工体制評価点の配点は、工事の種類によって変わるものなのかな。</p>	<p>④ 工事種別によって変わるものではない。</p>

(2) 拡大型指名競争入札方式

【関東支社管内（千葉地区）標識設置工事】

<p>① 非指名者から競争参加資格確認申請があり、その後、辞退している。このようなケースは結構あるのか。</p>	<p>① 頻繁にある訳ではないが、標識の工事に関して言えば、現在、相当数の工事が発注されており、技術者が不足していることが辞退の理由として推測される。</p>
<p>② 入札公告の3.指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項は、今回の工事に関して明記しているものなのかな。それとも常に同種の工事に関しては、同じような形で指名を受けていない者の事項が明記されているものなのかな。</p>	<p>② 拡大型指名競争入札方式を適用するものに関しては、工事種別にかかわらず指名を受けていない者の事項を入札公告に明記している。</p>

意見・質問	回 答
<p>③ 指名基準の8項目について、通常はもう少し幅広い項目がある中、今回は最終的に8項目を設定し指名業者を絞り込んでいるのか。</p>	<p>③ 指名基準の8項目は、工事毎に変わるものではないが、当該項目のうち技術的要件は、工事の施工内容に応じ、地域要件は、指名基準を満たす者が多数である場合に、それぞれ要件を設定し指名業者を選定している。</p>
(3) 調査等	
【京浜地区土木施工管理業務】	
<p>① 企業に求める業務実績や管理技術者に求める経験として、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）業務の実績を類似業務に設定した理由を教えていただきたい。</p> <p>② 技術提案書の特定に関する評価基準の項目の中で、「相対的に非常に優れている」、「相対的に優れている」とあり、複数者の場合は、相対的に評価できるが、1者の場合はどのように評価しているのか。</p> <p>③ 競争に参加した者が1者という状況であるが、これは、そもそも本件業務に参加する母集団が少なくなってきたいるのか。それとも母集団はあるけれども競争参加者に求めた実績などが厳しかったのか分析できていることがあれば教えていただきたい。</p>	<p>① 本件業務は、関係機関との協議・調整、工事の事業管理等のマネジメントを行うものであり、業務内容が国土交通省で導入している「事業促進PPP」と近しいことから、PPPを類似業務として設定したものである。</p> <p>② 他社が存在しない場合は、あまり点数に意味合いを持たなくなることから、妥当でない場合に非特定とするということが重要なになってくるものと考えている。</p> <p>③ 業界団体とのコミュニケーションを通じて本件業務のような施工管理の全体の人数というものが実際に求められる数とバランスがとれていない状況にあると感じている。</p>

意見・質問	回 答
(4) 物品・役務 【平成 30 年度経理関連システムソフトウェアライセンス及び保守調達】	
<p>① 本件業務に参加できる母集団というものは相当数あるのか。</p> <p>② 1、2 製品に絞られてしまうと競争性の面から不安があるが、例えば、発注をまとめるとか何か工夫することで母集団を増やすことはできないのか。</p>	<p>① 製品としては、1、2 製品に絞られる場合があるが、製品を取り扱える業者は複数ある。</p> <p>② 過去 8 年間で見ると、サーバとソフトウェアの競争参加者の合計は 60 者いるが、両方合わせた参加実績では 8 者となることから、サーバとソフトウェアそれぞれで調達することで、競争性を高め、最適調達に努めている。</p>
III. 審議結果の報告	
<p>① 抽出事案①の入札価格が調査基準価格を下回った場合の施工体制評価点は、品質の確保に不安があると言うことと連動する訳ですが、逆に品質の担保が得られるのであれば価格が安価な方が良いという理屈になるので、極端なものは除くとして価格と品質のバランスをどのように評価に反映していくべきか検討をお願いしたい。</p> <p>② 入札参加者を増やす方策等については、これまで検討されていると思いますが、より多くの参加者が得られるよう、例えば、工事の難易度が低いものについては、要件を緩和するなど更なる検討をお願いしたい。</p>	